特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
10	国民健康保険の保険給付に関する事務 書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西伊豆町は、国民健康保険の保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県賀茂郡西伊豆町

公表日

令和6年2月28日

[平成31年1月 様式2]

阻油棒规

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険の保険給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に関する法律等の規定に則り レセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算、外来年間合算の 証明書発行、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに 接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム
2. 特定個人情報ファイル:	名
・国保給付ファイル・宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第30の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第24条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律9条
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、42、43、121項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省 令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、 内閣府・総務省令第七号) 第2条、第25条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、87、97の項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25 条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第49条
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	健康福祉課 医療保険係
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求
請求先	〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401-1 西伊豆町役場 総務課 総務係 TEL:0558-52-1111 E-MAIL:soumu@town.nishiizu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401-1 西伊豆町役場 総務課 情報管理係 TEL:0558-52-1963 E-MAIL:wiz@town.nishiizu.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	16年3月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	6年3月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類					
	項目評価	-	÷		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシステ	ムを通	じた入手を除っ			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	ま(委託や	情報提供ネットワーク	クシステ.	ムを通じた提供]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検]	〕内部監査	[] 外部監	査	
9. 従業者に対する教育・日	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	療食食寺の現金給付、高額介護官界の証明書 登行 統計加押等を行う	国民健康保険法に関する法律等の規定に則りレセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。①申請書や届出書に関する確認情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事後	評価書見直しに伴う変更
平成31年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 次期国保総合システム	事後	評価書見直しに伴う変更
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第30項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第30項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第24条	事後	評価書見直しに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日		43項 提供:番号法第19条7号、別表第二の第1、42、 43項	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、42、43項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第2条、第25条 ■情報提供の根拠番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、87、97の項並びに内閣府・総務省令第七号第2条、第3条、第5条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第49条	事後	評価書見直しに伴う変更
平成31年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	健康増進課 医療保険係	健康福祉課 医療保険係	事後	平成29年5月15日機構改革に 伴う変更
平成31年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	健康増進課長	健康福祉課長	事後	平成29年5月15日機構改革に 伴う変更
十成31年1月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401- 1 西伊豆町役場 企画防災課 情報管理係 TEL:0558-52-1963 E-MAIL: kikaku@town.nishiizu.shizuoka.jp	〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401- 1 西伊豆町役場 まちづくり課 情報管理係 TEL:0558-52-1963 E-MAIL: kikaku@town.nishiizu.shizuoka.jp	事後	平成29年5月15日機構改革に 伴う変更
平成31年1月31日	Ⅳ リスク対策		追記	事後	評価書の様式変更に伴う追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	レセプトの管理、申請書の受理、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 情報提供に必要な特定個人情報を副本として	間合算の証明書発行、統計処理等を行う。	事後	評価書見直しに伴う変更
令和3年10月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ③システムの名称	国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 次期国保総合システム	国保給付管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保情報集約システム 国保総合システム	事後	評価書見直しに伴う変更
令和3年10月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第2条、第25条 ■情報提供の根拠番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、87、97の項並びに内閣府・総務省令第七号第2条、第3条、第5条、第19条、第22条の2、第24条の	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、42、43 項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第2条、第25条 ■情報提供の根拠番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、87、97の項並びに内閣府・総務省令第七号第2条、第3条、第5条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第49条	事後	法改正に伴う変更
令和3年10月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	1 西伊豆町役場 まちづくり課 情報管理係 TEL:0558-52-1963 E-MAIL:	〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401- 1 西伊豆町役場 総務課 情報管理係 TEL:0558-52-1963 E-MAIL: info@town.nishiizu.shizuoka.jp	事後	令和3年4月30日機構改革に 伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II しきい値判定項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴う最新の しきい値に変更
	II しきい値判定項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴う最新のしきい値に変更
令和6年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第30項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の第30の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第24条・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律9条	事後	評価書見直しに伴う変更
令和6年2月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第2条、第25条 ■情報提供の根拠番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、87、97の項並びに内閣府・総務省令第七号第2条、第3条、第5条、第19条、第22条の2、第24条の	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、42、4 3、121項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第2条、第25条 ■情報提供の根拠番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、26、33、39、42、58、62、80、87、97の項並びに内閣府・総務省令第七号第2条、第3条、第5条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第44条、第49条 ■公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	評価書見直しに伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401-1 1 西伊豆町役場 総務課 総務係 TEL:0558-52-1111 E-MAIL: soumu@town.nishiizu.shizuoka.jp	〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401-1 1 西伊豆町役場 総務課 総務係 TEL:0558-52-1111 E-MAIL: soumu@town.nishiizu.lg.jp	事後	メールアドレス変更に伴う変更
	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ 連絡先	〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401-1 1 西伊豆町役場 総務課 情報管理係 TEL:0558-52-1963 E-MAIL: info@town.nishiizu.shizuoka.jp	〒410-3514 静岡県賀茂郡西伊豆町仁科401-1 1 西伊豆町役場 総務課 情報管理係 TEL:0558-52-1963 E-MAIL: wiz@town.nishiizu.lg.jp	事後	メールアドレス変更に伴う変更
令和6年2月28日	Ⅱ しきい値判定項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事前	評価書の見直しに伴う最新のしきい値に変更
	II しきい値判定項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	令和6年3月1日 時点	事前	評価書の見直しに伴う最新の しきい値に変更